

(別紙)

(5月12日(月)使用)

「令状事務の留意点」設問

設問1

覚醒剤取締法違反(譲渡)被疑事件の搜索差押許可状の搜索すべき場所として「○
○ホテル内のA室、B室その他差し押さえるべき物件が存在すると思料される場所」、
差し押さえるべき物として「覚醒剤、注射器その他本件に関連すると思料される一
切の物」と記載することができるか。

設問2

以下の事例について、

- (1) 勾留状を発付してよいか。
- (2) 被害者の氏名について留意すべき点は何か。

【被疑事実の要旨】

- 性的姿態等撮影未遂罪(性的姿態撮影等処罰法2条1項1号イ、2項)
- 駅のエスカレーターで女性(17歳)のスカート内を盗撮しようとした。

【証拠の概要】

- 被害者の供述調書によれば、一週間くらい連続で同じ中年男性が後ろに立っていたのでおかしいと思い、鏡を見るふりをして後ろを確認したら、被疑者がスマートフォンをスカート内に差し入れていたため、声を上げたところ、被疑者がスマートフォンを地面にたたきつけて壊し、逃げようとしたので、駆け付けた駅員の助けも得て現行犯逮捕したとのこと。
- 被疑者の供述調書によれば、知らない女子高校生から盗撮犯人と間違えられたがやましいことは一切していないとのこと。被疑者は、勾留質問において、同旨を述べるとともに、釈放されたら本件の駅は今後利用しないと述べた。
- 被疑者は前科前歴のない40歳の公務員であり、妻子と同居。
- 本件はローカルニュースで報道された。